



令和4年度青森県特定不妊治療費助成事業のお知らせ



青森県では、健康保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の経済的負担を軽減するため、治療に要した費用の一部を助成する「青森県特定不妊治療費助成事業」を実施しています。

令和4年度に（令和4年4月1日以降）新たに開始する特定不妊治療については保険適用となったため、本事業の助成対象外となりますので、ご注意ください。（一部例外があります。下記の赤字の※印の箇所をご覧ください。）

●助成対象となる治療

指定医療機関で受診した保険適用外の特定不妊治療（体外受精・顕微授精・凍結胚移植）とします。医師の判断に基づき、卵胞が発育しない等により卵子採取前に治療を中止した場合は、助成の対象となりません。

<対象外となる費用>入院室料、食事代、文書料等直接治療に関係しないもの。

●助成対象となる方

次の①～④全てに該当する方が対象となります。

- ① 法律上の婚姻関係にある夫婦又は事実婚の関係にある夫婦で、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦。
- ② 夫婦ともに、または夫婦のいずれか一方が青森県内（青森市および八戸市を除く）に住所がある方。
- ③ **令和3年度中（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間）に治療を開始（※）し、令和4年度中（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間）に治療を終了した方。**
 ※ 治療区分C（以前に凍結した胚を解凍して胚移植）に該当する場合は、移植準備のための薬品投与の開始が令和4年4月1日以降であっても、令和4年3月31日以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植である場合には、令和4年3月31日以前に治療を開始したものとみなします。
- ④ 治療期間の初日において妻の年齢が43歳未満（令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳で、新型コロナウイルスの影響で治療を延期した場合は、44歳未満）であること。

●県内の指定医療機関

医療機関名	所在地	対象となる治療内容		TEL
		体外受精	顕微授精	
エフ、クリニック	青森市	○	○	017-729-4103
レディスクリニック・セントセシリア	青森市	○	○	017-738-0321
弘前大学医学部附属病院	弘前市	○	○	0172-39-5283
婦人科さかもともみクリニック	弘前市	○	○	0172-29-5080
八戸クリニック	八戸市	○	○	0178-22-7725

※ 青森県外の医療機関については、所在する都道府県、政令指定都市及び中核市で指定されていれば、助成の対象となります。

●助成の額

特定不妊治療に要した費用と、治療内容に応じた助成上限額（下表）とを比較して少ない方の額。

精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を行った場合は300,000円まで助成します。

区分	治療内容等	治療1回あたりの助成上限額
A	新鮮胚移植を実施	300,000円
B	凍結胚移植を実施	300,000円
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	100,000円
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	300,000円
E	受精できず、または、異常受精等により中止	300,000円
F	採卵したが、卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	100,000円

●助成の回数

助成の回数は1回限りとなります。

※ ただし、令和3年度までに終了した治療に係る助成回数がすでに上限に達している場合は、助成の対象となりません。

●申請手続の流れ

- ① 指定医療機関での特定不妊治療終了後、医療費を払い、住所地を管轄する保健所に申請書類を提出。
- ② こどもみらい課において審査の上、助成の可否及び助成の額を決定し、申請者に通知。
- ③ 申請者がこどもみらい課に対し請求書を提出。
- ④ 申請者の指定する個人口座に助成金を振込。

●申請の時期

申請期限：令和5年3月31日まで

※ 令和5年4月1日以降は申請できませんので、治療が終了し次第早めに申請してください。

●申請に必要な書類

- ① 青森県特定不妊治療費助成事業費補助金交付申請書（申請者が記入）
- ② 青森県特定不妊治療費助成事業の申請に係る照会等に関する同意書（申請者が記入）
- ③ 青森県特定不妊治療費助成事業受診等証明書（指定医療機関の主治医が記入）
- ④ 指定医療機関の発行した特定不妊治療費に係る領収書の写し（③に記載された金額について確認できるもの）
※ 協力医療機関、（院外処方）薬局の発行した領収書がある場合は、④と合わせて添付してください。
- ⑤ (1) 法律婚の夫婦の場合は、法律上の婚姻関係にあることを証明する書類
(2) 事実婚の夫婦の場合は、以下のア～ウの書類
ア 両人の戸籍謄本（重婚でないことが確認できるもの）
イ 両人の住民票の写し【コピー不可】（同一世帯でない場合は、ウにその理由を記載すること。）
ウ 両人の事実婚関係に関する申立書
- ⑥ 夫及び妻の住所が確認できる書類（住民票の写し【コピー不可】） ※⑤(2)に該当する場合を除く。
- ⑦ 振込先金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義（カナ）がわかる通帳等の写し
※ ⑤(1)については原則として戸籍謄本が必要となりますが、⑥（住民票の写し）に記載の続柄及び筆頭者から法律上の婚姻関係が明らかである場合は、戸籍謄本の添付を省略できます。
※ ⑤(1)、⑥及び⑦の書類については、同一年度内において2回目以降の助成を受けようとする場合であって、かつ、前回申請時から内容に変更がない場合は添付を省略できます。

●問い合わせ先

	電話番号	所管する市町村
東地方保健所	017-739-5421	平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
弘前保健所	0172-33-8521	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
三戸地方保健所	0178-27-5111	おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
五所川原保健所	0173-34-2108	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
上十三保健所	0176-23-4261	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
むつ保健所	0175-31-1388	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
青森県こどもみらい課	017-734-9303	

※ 郵送による申請の場合、原本は写しをいただいた後返送するので、返信用封筒と切手を同封してください。

※ 青森市又は八戸市に住民票のある方は、それぞれ下記にお問い合わせください。

青森市保健所 017-718-2987、青森市浪岡事務所 0172-62-1114

八戸市保健所 0178-38-0710

●市町村単独助成制度

県内市町村において、県とは別に単独助成制度を行っているところがあります。詳しくは、お住いの市町村の市役所又は町村役場へお問い合わせください。（※単独助成を行っていない市町村もあります。）

●不妊専門相談センター

青森県では、弘前大学医学部附属病院に委託して、不妊及び不育症に関する専門的な相談（面談・メール）を無料で実施しています。面談はこどもみらい課へ電話での事前予約が必要です。メール相談はホームページ上の専用申込みページをご覧ください。（「青森県 不妊相談」で検索）

●その他

青森県のホームページ上には、上記の説明に加えて、申請書等の様式を掲載しています。

（「青森県 特定不妊治療」で検索）